広報
いまかね
発行所　今金町役場
発行人　今金町長　安部義雄
編集人　今金町教育委員会　戸沢定勝
印刷者　今金印刷所　内田益男

1億2千6百万圓
36年度予算決まる

農産業の振興と財政基盤の確立を期す
町長施政方針說明

昭和三十六年度予算の編成にあたり、施政の基本方針の概要を説明いたし、町民各位の深い御理解と積極的な御支援をお願いする機会を得ましたことに感謝に堪えない次第であります。

昭和三十五年度は全体的に見ましても、特に山麓地帯におきましては、史上稀つて以来の大凶作を迎えた訳でありますが、今金町におきましても、稀に見る過年の豊穣に恵まれました事は、洵に喜ばしい事で御同慶の至りに存じて居る次第であります。

これ等、町民各位をはじめ特に農業関係者すべてが一丸となつて、土地改良、品種改良、地肥増、すべてについて近代農業経営を研究し、或は指導を受け各層克く努力した結果であることを確信して居ります。

町財政におきましても、待望の南北を結ぶ永久橋、今金橋が完成し、続いて光台かんばい事業、花美線或は国庫補助三計画の完成、更に第二四軌道客土事業等各実共に北部山麓農業振興の礎石も着々と築かれてまいりました。

又都市計画事業につきましても、旭町、末広町の側溝、いよいよ都市形態を整えて来ましたが、財政再建準用団体としての制約下において、これ等事業の完成を見ましたことは、すべて町民各位の熱意と御協力によるものと深く感謝申し上げる次第であります。

顧みて三十五年度は、特別交付税の多額の増額が見られ、道の指示により財政再建期間短縮を目途としまして八五〇万円を償還し、あと三十六年度五〇〇万円、三十七年度五〇〇万円と計画を変更一年間の繰上償還することとなつた次第であります。

従つて以上の事を勘案して昭和三十六年度予算の基本方針は引続き財政再建団体であるため、ある程度の制約は免れず、歳入におきましても、不確定財源の計上は極力抑えられましたため相当窮屈な感もありますが町税に於ては、給与所得者以下において自然増収四拾七万円の伸びが見込まれ、地方交付税に於ても、政府は来年度より大巾な法文改正の予定で、単位費用の改訂或は面積制限解除、また昨年来の給与改訂に伴う増額分の平年度化等により約七百四拾万円の増額が見込まれた次第であります。

結局前年度に対し歳入歳出対比の純実二百五拾四万円の増額となり、総額は、一二六、四七、〇六九円となつた次第であります。

尚の方針にも添つて三十六年度に於て百数十万円の町民税の減税の方針で考慮したのでありますが、道よりの勧告により、赤字解消を優先にして、三十六年度は見送ると云う事になり、これも三十七年度からは実施予定で居りますので町民の御理解を得たいと存じて居ります。

歳出に於ても行政の円滑なる執行上止むを得ない経費については増額しましたが、消極的経費は極力これを抑えて、機構の拡充或は人員増加は抑制し、事務の簡素合理化、人員の適正配置等の諸措置によつて健全財政基盤の造成に努める方針であります。

交通網、道路、橋梁の整備と教育施設の充実

本年度予算で各費目に亘り大要を拾つてみますと、土木費に於ては、数年来計画の金原橋永久橋架替工事が漸く緒端の功を奏し工事費一、二五三万円を以つて着工承認の内示を得まして二分の二は国庫補助三〇〇万円は起債を以つて元当しの予定であります。

その他幹線道路でありますが道路、橋梁網を優先に、八束橋、光橋、黄金橋、それに奥沢線各橋梁の補修等についても応急補修を計画した次第であります。

都市計画費におきましては継続工事であります第二幹線排水改良工事、幸町、南町、昭和町の側溝工事も受益者負担を俟つて計上してありますが、これによつて開発局により、幸町、晴町に対しては簡易舗装工事が前者の例にならい本年度着工の事となつて居ります。

災害復旧工事としては、忠志別川、目名川河岸護岸工事及び田代橋復旧工事等も計上してあります。

地域文化向上の基礎とも云うべき教育費につきましては、金原小中学校及八束小中学校へき地集会室の建築が主なものであり、このほか中里改の教室増築工事、今金小学校一部土台替及床板取替を計上して居りますが、現在のところ小学児童数は漸減の傾向にあり校舎増築の要はあまりないと推定されておりますが、将来昆内体操場は更に稲川小学校豊田校等に引続き年次計画の必要を認めて居ります。

公営住宅事業については現在住宅不足の現況から年々充実を図つて居りますが本年度に於ても十六戸の建築予定であり、保安職住宅については未だ割当の見通しが確定して居りませんので、一応土地の整備のみ計上し、これも二十四戸の獲得に強力な陳情を進めて居ります。

農業振興今金町の建設に密接な関りをもつ産業経済費に於ては、農業基本法の制定等により、本町産業の根幹をなす農業についても、大巾な改革が期待される訳でありますが、あらゆる面に於て関係機関の協力と支援の下に本町独自の立地条件に叶つた産業振興の基盤を確立を計ることこそ緊急の責務であることを痛感して居ります。

今や、アスパラ工場の操業開始も目前にまとまり慶祝の至りであり、この機会を捉えて町勢振興百年の大計を樹立

（二面に続く）

四月の納税
固定資産税　第一期
納期限　四月三十日

昭和36年度一般会計予算

年度 / 費目	昭和35年度	昭和36年度	比較増減
①町税	32.379.040	37.081.780	4.702.740
②地方交付税	28.128.000	35.500.000	7.372.000
③公営企業及財産収入	2.133.825	3.134.329	1.000.504
④分担金及負担金	434.000	724.000	290.000
⑤使用料及手数料	2.710.600	6.406.200	3.695.600
⑥国庫支出金	7.985.580	18.266.724	10.281.140
⑦道支出金	1.492.782	717.720	△ 775.062
⑧寄附金	300.000	78.000	△ 222.000
⑨雑収入	2.297.758	2.005.320	△ 292.4
⑩町債	23.200.000	22.560.000	△ 640.000
歳入合計	101.061.585	126.474.069	25.412.484

年度 / 費目	昭和35年度	昭和36年度	比較増減
①議会費	1.877.000	2.745.469	868.469
②役場費	16.184.253	19.367.491	3.183.238
③消防費	3.131.645	3.817.347	685.702
④土木費	6.637.158	21.132.366	14.495.208
⑤教育費	16.865.805	26.275.158	9.409.353
⑥社会及労働施設費	8.175.145	13.860.334	5.685.189
⑦保健衛生費	1.784.039	2.533.850	749.811
⑧産業経済費	9.324.029	7.992.686	△ 1.331.343
⑨財産費	2.035.218	2.317.165	281.947
⑩統計調査費	216.00	142.000	△ 74.000
⑪選挙費	553.985	545.521	△ 8.164
⑫公債費	6.847.598	6.381.022	△ 466.576
⑬諸支出金	27.229.710	19.163.660	△ 8.066.050
⑭予備費	200.000	200.000	0
歳出合計	101.061.585	126.474.069	25.412.484

町政振興百年の大計

町発展の根幹はひとり町のみならず遠隔の単独計画による産業振興にのみあるものでなく、国の施策に則り、町政全般に亘る綜合計画の上に立つてこそ完遂されるものと推測されますので、町百年の大計を樹立する目標のもとに批判を先ず最も理想的な町づくりを軌道に乗せたいと思うのであります。そこでこれ等大計の推進を計るため、町是企画調査費を計上し、町内各種団体はもとより、国費、道費の導入の総関は大小漠然に尽して参つた最近の見通しについて、道費及び国費事業の導入は、内定又は確定したもの総額三億に及ぶ事業量が新年度早々から各部落に散在着手されることになつて居ります。

町民の自主的な協力を云うに吝かでなく、町発展に寄与して設置致したいと思うのであります。

国営道費による各種事業の導入を計る

その道費事業として確定のものは、前年度の継続花美線道路第二期工事、花美橋立体橋、東花石橋永久橋、同住中橋、第二種道路改良工事今村地先より種川寄りまで陳情請願

国民年金だより

一年でも納めれば 受けられる（老齢年金）

……加入申込を急ぎましょう。……

国民年金が生まれて、国民のすべてが十歳つづる年金のどれかに加入していることになり、これで年金に縁のない人は全くいなくなるわけです。

当町でも該当者三、六二六名中三、一八〇名（約八七％）の加入届出がありましたことは、町民皆様のこの年金に対する深い御理解の結果と感謝申し上げます。

しかし、未だ四〇〇名余の加入すべき人が加入をおこたっておりますが、この人たちがこのまま加入しないでいるとあらゆる年金から取り残され、六五才からの年金は勿論、七十才からの福祉年金も受けられず、又怪我をしたり、主帯主が死亡したり等の事故があつても年金が受けられないことになります。

それにいままでは、色々の年金制度がそれぞれの年金を受けるため十二年から二十年も加入しなければならなかつたのですが、国民年金制度が出来てからは、一年でも加入していると、どの年金制度に加入していた分も全部かけ捨てにならず通算してくれることになつております。

他の年金や普通の生命保険などでは、金の切れ目が縁の切れ目になり、それまでのかけ金がふいになることもあります。

しかし国民年金では、かけ金を納めなくても加入者として扱われる免除の道がひらかれています。この免除を受ける人は被保険者全体の三割程度と見込まれていますが、一例を五人家族の世帯にとつて見ますと、年間所得が十六～七万円程度以下であれば必ず免除され、それを超えて二十万円程度以下であればとくに保険料の納入が可能であると認められる場合のほかは免除されることになつております。

このように国民年金は、加入しても何らの苦労もなく将来の生活が保障されるわけですから、未加入の人たちは、至急加入手続をして下さい。

この年金に加入して保険料の納める方は、まず、被保険者（加入者）が加入手続をして資格の認定を受けると必ず国民年金手帳が町経由で交付されます。この手帳は、保険料の納入のときとか（免除を受けるときも含まれます）氏名や住所の変更などの場合はすべてこの手帳を持つて来ますからそれにより、日本銀行の代理店あるいは郵便局などで払い込めばよい訳です。

この場合は五十九才までの全部の期間を前払いしてもよく、また何年分かを前払いしても良いのです。

現金で前払すると年五分五厘の率で割引を受けられることになります。印紙の前納の場合は今のところ検討中です。

尚国民年金について大小を問はず不明な点がありましたら、町役場社会課年金係へ御問合せ下されば詳しく御説明いたします。

次に保険料の額は、二十才から三十四才までは月百円、三十五才から五十九才までは月百五十円ですが、これを納めるには町で発売する国民年金印紙（額面百円、百五十円の二種類）を買つて手帳の所定の欄にはりつけ町の検印を受ければよいのです。この検印は毎月でもよろしいのですが、三ヶ月分づつ七月、十月、一月、四月にうけることもできます。

このようにして保険料は納めるのですが、年四回納めるのが、めんどうだからまとめて納めたいとか、收入の時期を利用して一度に納めたいと云う人などは、将来の分を前納することができます。それには現金と印紙による二つの方法があり、現金で前払いするには前納申込書を町役場に出すと、後日に納付書が送られて来ますからそれにより、日本銀行の代理店あるいは郵便局などで払い込めばよい訳です。

この場合は五十九才までの全部の期間を前払いしてもよく、また何年分かを前払いしても良いのです。

現金で前払すると年五分五厘の率で割引を受けられることになります。印紙の前納の場合は今のところ検討中です。

尚国民年金について大小を問はず不明な点がありましたら、町役場社会課年金係へ御問合せ下されば詳しく御説明いたします。

飼い犬の継続登録料が値下げになりました

年に二回の検診は必ず受けましょう

飼い犬は必ず登録しなければなりませんが、昭和三十六年度から適犬登録手数料金が変更になりました。

A 新規登録　三〇〇円
今年になつてはじめて犬を飼い登録をする場合です。

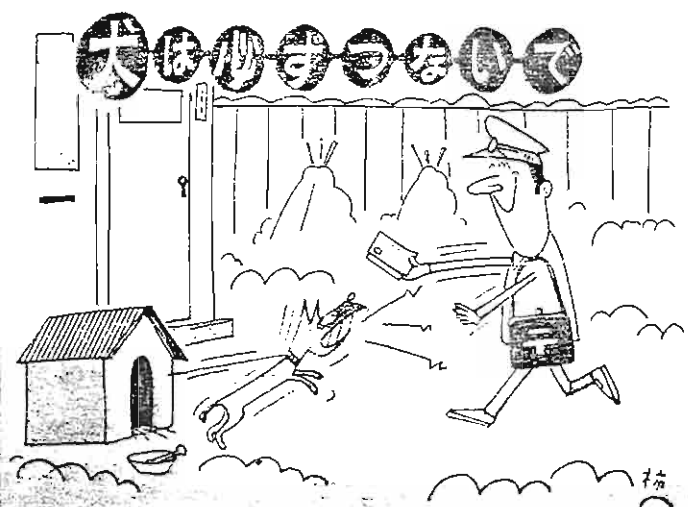
B 登録の更新　二〇〇円
昨年から犬を飼つていて三十六年度に継続して登録する場合です。

※なお登録更新犬でも四月中に登録する場合は二〇〇円であるが、五月以降は、三〇〇円を徴收するので御注意下さい。

C 登録受付期間
四月十四日より四月三十日まで

D 受付場所
町役場社会課厚生係
（必ず印鑑を持参のこと）

以上登録した犬は必ず毎年二回春と秋に獣医師の実施する狂犬病予防注射を受けるようにして下さい。



▶防犯メモ◀

○自転車は登録しましょう
○自転車には錠をかけましょう

瀬棚警察署管内で昭和三十五年度一年間に盗難になつた自転車は二十二台でありその全部が錠を施設してなかつたものです。

また、道ばたに乗り捨てられた自転車、その他拾つて届出を受けた自転車は全部で三六台あり、登録がしてあるため持主に帰つたものが二十四台で、後の十二台は登録がないため警察で持主を探すのに非常な困難をして居ります。

とられて泣くよりとられないように皆なそろつて登録しましょう。

瀬棚警察署

国保の「受診証」が新しくなります。

国民健康保険被保険者の完全把握と、適正受診の励行を期し、併せて診療報酬の適正円滑化を図るため、全道一斉に被保険者証を更新することになりましたが、当町では次の要領によりこの事務を取り進めることになりましたので御協力をお願い致します。

一、書替実施期間は四月一日より四月三十日までです。

二、旧証は五月一日以降は全て無効となります。

三、新証は旧証と書替え交付された日より有効です

四、旧証、新証の書替交付はあらかじめ組により、係員が部落、町内会長さん宅まで持参致します。各戸には旧証と引替えに配布致します。

五、今金町内の各病院、診療所に置中の旧証は役場にて回収致します。

六、五月一日以降、旧証は全て無効となりますので新証で受診しない限り医療費の五割給付は受けられません。

七、新証に誤記や、記入洩れがある場合は速かに被保険者証を添えて、その旨を町長に届出て下さい

八、修学のため他市町村に居住してる学生に対して別に、被保険者証を交付致しますから、この度交付の新証と印鑑持参の上町長え申し出て下さい

九、被保険者証書替日程表

月日	区域名
五、二	美利河
五、一〇	花石
五、一二	稲穂、田代、寒昇
五、一五	御影、神丘、鈴岡
五、一八	入束、白石
五、二一	金原、鈴金、豊田
五、二四	種川、奥種川、光合
五、二七	中里、住吉
五、三一～六、二	今金

一本化された農業労務者受入態勢

……受入協議会發足……

従来当町に於ける農業労務者の受入業務は、各団体組織が別々に取扱つてきましたが、種々な事に支障が少なくないため、今後の合理的受入業務の態勢を作るため、昨年、各団体組織の代表と町とが話し合いの結果、十二月三日にいたし、標記の「今金町農業労務者受入協議会」を発足することになり、会長には町長が依嘱され次の委員が選任されました。

湯元左馬之助　山本民吉
中山源一　原口昌己
西千太郎　羽土正人
田中春吉　堀本新蔵
工藤栄作　村上久太郎

これ等の方たちに依つて、受入の業務次のように運営されます。

農業労務者の受入業務については、今金町農業労務者受入協議に於て大綱を討議決定し、農業協同組合が実務を行う。

以上は、農事実行組合長各組織団体、有線放送等によつて関係各位に通知済みでありますが、町内の皆様にはより深い関心と御協力を御願いします。

以上は、長期労務者について述べましたが、短期労務者についても前述同様の趣旨のもとに、去る二月十七日に、協議会を開催、労務提供者側代表十一名の参集を求めて次の点を決定しました。

(イ)各労務者の賃金は、労務者に即日支払うこと。

(ロ)他町村への出稼は本年に限り事情を認めるが来年度からは、町内充足に協力する。

(ハ)各労務者提供者グループの代表は、稼働内容の予定を農協に連絡し、農協は未充足農家間との調整を行う。

(ニ)賃金切時間
午前七時より後六時まで
（実働十時間）

(ホ)賃　金

①田植　五〇〇円
（昼食一汁一菜農家負担或は六〇〇円で昼食は労務者負担）

②苗取り　四五〇円
（待遇は前記田植と同様）

③除草　水田四五〇円
（弁当持参）
畑　三五〇円
（弁当持参）

④稲刈
雇傭者は四五〇～五〇〇円が希望であるが決定せず保留。

四月の農作業
農耕準備は早めに

雪どけを早めましょう

春の農作業でたいせつなことは、雪を一日でも早くとかして土地を良く乾かしてから農作業にとりかかることです。

早く雪がとけると土地があたたまつて雪どけの遅い土地よりは、ずつと地温が高くなり、田畑を耕したりくだいたりすることも楽にでき、また、ほかの土地より種子を早くまくこともできるのです。しかもまいた種子は土地が暖かくて空気の通りも良いので発芽も大変よくなります。

特に春早くまかなければならない麥、アマ、ビートそのほか野菜などは收量もずつと増してくることになります。

雪どけを早くするには。

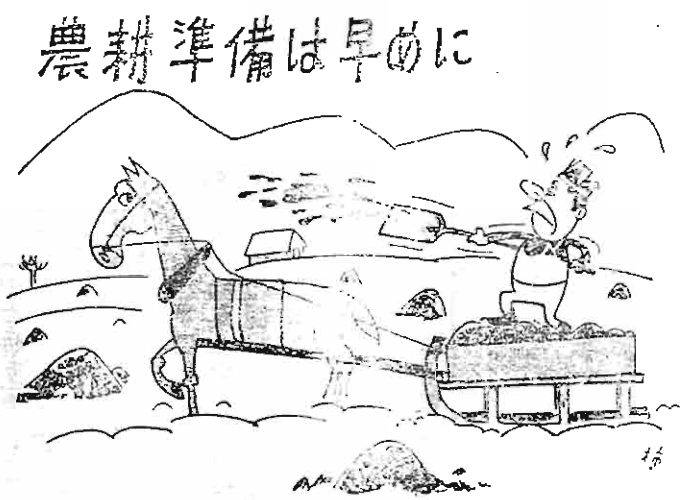
乾いた土をかた雪のとき（一アール当り一台（馬そり一台）ほど、ふりまくのが一番よく、苗場などはスコップでくだくことも良い方法です。そのほか田畑の排水を良くするようにつとめましょう。

よいたねをまく

たくわえてある種は早目に取り出してよく調べ、しめりすぎていないか、病気や虫の害がないかをよく見うにしましょう。できれば発芽をためしてみることも必要です。

よい苗場をつくる

肥料を十分にほどこし苗がよく育つように床土をこしらえておきましょう。



あなたの健康相談に！

役場の保健婦を御利用下さい

みなさんの肉体及び精神の健康を増進し、健康で明るい生活を営んでいただくため、あらゆる疾病の予防に必要な知識を理解していただき、また家庭にいる病者や、妊産婦及び新生児に対する正しい看護の方法など指導し、健康の快復をはかり健康相談を致します。

それから、みなさんのところへうかがいますから、どうぞ御利用下さい。

1. 赤ちゃんのいるお宅
2. 病人のいるお宅
3. 妊婦、産婦さんのいるお宅
4. 血圧のお話
5. 育児のこと
6. 家族計画のお話

その他みなさんの色々な健

ることを目的としてこの度役場国保係に「保健婦」が入りましたので